

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月17日
【会社名】	T H K 株式会社
【英訳名】	T H K C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 寺町 崇史
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦二丁目12番10号
【電話番号】	03(5730)3911（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 財務経理統括部長 中根 建治
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦二丁目12番10号
【電話番号】	03(5730)3911（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 財務経理統括部長 中根 建治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 602,077,896円 （注）募集金額は、本有価証券届出書提出日における見込額 （会社法上の払込金額の総額）であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2025年3月17日付で、事業年度第55期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)有価証券報告書及び臨時報告書を提出いたしました。これに伴い、2024年11月29日付で提出した有価証券届出書及び2025年2月12日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書について、有価証券報告書及び臨時報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

2024年12月期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)の連結業績の概要

(添付書類の差し替え)

2025年3月17日付で有価証券報告書を提出したことに伴い、2024年11月29日付で提出した有価証券届出書に添付していた「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第54期（自2023年1月1日 至2023年12月31日） 2024年3月18日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第55期中（自2024年1月1日 至2024年6月30日） 2024年8月8日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年2月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2024年3月18日関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2024年5月2日関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第55期（自2024年1月1日 至2024年12月31日） 2025年3月17日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

（1）1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年3月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2025年3月17日関東財務局長に提出

（2）1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年3月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき臨時報告書を2025年3月17日関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書、半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年2月12日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年2月12日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年3月17日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年3月17日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

